

事 務 連 絡
令 和 8 年 4 月 24 日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）」の正誤表の送付について

標記について、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区 衛生主管部（局）、障害保健福祉主管部（局）宛てに事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

(別記)

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本精神科看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）、障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に係る運用について（通知）」の正誤表の送付について

病床数の適正化に対する支援事業について、日頃より御尽力いただき感謝申し上げます。令和 8 年 4 月 8 日付け医政発 0408 第 14 号障発 0408 第 6 号「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第 7 条の 2 第 2 項に係る運用について（通知）」につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

○「病床数の適正化に対する支援事業に関する地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第7条の2第2項に係る運用について（通知）」
（令和8年4月8日付け医政発0408第14号障発0408第6号）の正誤表

正	誤
<p>3 基準病床数引下げの実施時期</p> <p>事業実施による基準病床数の引下げについては、申請や支払時期と病床削減実施時期が異なることから、少なくとも今年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げを行う。</p> <p>その上で、事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要なかを含め都道府県において適切に判断すること。</p> <p>4 令和6年度補正予算における「病床数適正化支援事業」により削減した病床の取扱い</p> <p>令和6年度補正予算により削減した病床については、本規定の趣旨を踏まえ、都道府県において、例えば、令和7年度補正予算と同様に基準病床数を削減する等の適切な対応を行うこととする。</p>	<p>3 基準病床数引下げの実施時期</p> <p>事業実施による基準病床数の引下げについては、申請や支払時期と病床削減実施時期が異なることから、少なくとも来年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で各都道府県において基準病床数の引下げを行う。</p> <p>その上で、事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要なかを含め都道府県において適切に判断すること。</p> <p>4 令和6年度補正予算における「病床適正化支援事業」により削減した病床の取扱い</p> <p>令和6年度補正予算により削減した病床については、本規定の趣旨を踏まえ、都道府県において、例えば、令和7年度補正予算と同様に基準病床数を削減する等の適切な対応を行うこととする。</p>